

「新たな高速道路料金」について

○新たな高速道路料金の概要

1. 料金水準について

高速道路の料金水準については、普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の3つの料金水準を基本として整理を行いました。なお、これに伴う料金水準の引き下げは、高速道路債務の返済状況を踏まえ、当面10年間実施することとし、ETC車が約9割にも達することから料金徴収コストなどを考慮して引き下げ対象はETC車とします。

(1) 普通区間

普通区間の料金水準については、現行の普通車24.6円/km（以下料金については普通車を記載）を維持することを基本として、割高な6区間※（関越トンネル、恵那山トンネル、飛騨トンネル、阪和自動車道（海南～有田）、広島岩国道路、関門橋）については24.6円/kmに引き下げます。

(2) 大都市近郊区間

大都市近郊区間の料金水準については、普通区間より割り増した現行の普通車29.52円/kmを基本として、現行の水準を維持します。

(3) 海峡部等特別区間

伊勢湾岸道路の料金水準については、現行の普通車108.1円/kmを維持し、東京湾アクアラインについては普通車108.1円/kmに引き下げることが基本とします。

※（1）の割高な6区間については、これまで利便増進計画の割引として全自動車の料金水準を引き下げていました（普通車の場合24.6円/km）

2. 料金割引について

(1) 全国路線網の料金割引について

NEXCOの全国路線網の料金割引については、実施目的を明確にした上で、効果が高く重複や無駄のない割引とするとともに、生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮して、これまで通りETC車を対象とし、以下のとおり見直します。(別紙1参照)

①生活対策

- ・ 並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、地方部の通勤割引を、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引(平日朝夕割引)に見直して継続します。
- ・ 高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率9.1%に見直して継続します。

②観光振興

- ・ 観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の普通車以下の休日割引について、割引率を3割として継続します。ただし、経済対策による激変緩和措置として、平成26年6月末までの間は、平成25年度補正予算を財源として現行の割引率5割を継続します。

③物流対策

- ・ 主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引について、最大割引率を40%として継続します。ただし、経済対策による激変緩和措置として、平成27年3月末までの間は、平成25年度補正予算を財源として最大割引率を50%に拡充します。

④環境対策

- ・ 並行する一般道路の沿道環境を改善するため、深夜割引について、割引率を3割として継続します。

⑤アクアライン割引

- ・ 当分の間、国及び千葉県による負担を前提に、終日800円(普通車・税込)を継続します。

(2) 個別路線の料金割引について (別紙2)

○大都市近郊区間等において、利便増進事業で実施してきた割引

環状道路の整備と合わせて、シームレスな料金体系を導入すべく検討を進めることとし、別紙2-①の割引について、首都圏については平成27年度まで、阪神圏については平成28年度まで、それぞれ継続する。

なお、東海環状自動車道で実施してきた割引は継続する。

○沖縄自動車道で実施してきた割引 (別紙3)

沖縄道特別割引については、平成28年度まで継続する。

(3) 一の路線の料金割引について

○八王子バイパス、安房峠道路、広島呉道路

全国路線網(地方部)の新たな割引と同じ割引になります。

○南阪奈道路、八木山バイパス

現在の事業許可の割引を継続します。

※八王子バイパス、八木山バイパスの割引期間は、料金徴収期間満了日まで。広島呉道路のマイレージ割引以外の割引期間は平成29年度まで。南阪奈道路の通勤割引、深夜割引、平日夜間割引、休日昼間割引は平成29年度まで継続。安房峠道路の割引は当面の間、継続。

なお、八木山バイパスの料金徴収期間は、平成26年9月30日までに変更する。

3. 京葉道路の渋滞対策による料金の変更について

平成25年11月15日に発表された「首都圏渋滞ボトルネックの対応の基本方針」に基づき、関係する道路管理者や警察をメンバーとする「千葉県湾岸地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」が設立され、京葉道路については、交通容量不足などを要因とする渋滞箇所を特定いたしました。

特定された渋滞箇所の渋滞対策に取り組むため、京葉道路の料金を変更します。

4. 消費税率の引上げに伴う料金の変更について

国土交通省が発表した「高速道路料金における消費税の転嫁の方法に関する基本的な考え方」（平成26年1月22日）を踏まえ、平成26年4月から消費税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、消費税率が8%となるよう料金に円滑かつ適正に転嫁します。端数処理については、10円単位、4捨5入を原則とします。

（新料金については、別紙4・5を参照）

◆高速自動車国道（対距離区間）の料金計算例（普通車・普通区間の場合）

・ 現在の計算方法

$$(24.6 \text{ 円/km} \times \text{利用距離}^{\ast 1} + 150 \text{ 円}) \times 1.05$$

⇒ 24捨25入により 50円単位の端数処理

・ 4月1日からの計算方法

$$(24.6 \text{ 円/km} \times \text{利用距離}^{\ast 1} + 150 \text{ 円}) \times 1.08$$

⇒ 4捨5入により 10円単位の端数処理^{※2}

※1 利用距離が100km以上の場合、100kmを超え200kmまでの部分を25%割引、200kmを超える部分を30%割引

※2 料金が1万円を超える場合には、100円未満端数切捨ての端数処理等

[注] 安房峠道路および南阪奈道路については、道路管理者の協議を経た上で、国土交通大臣の許可を得ることが前提